



福井労働局発表
平成28年12月13日

照	職業安定部職業対策課
会	課長 近藤 孝美
先	課長補佐 川村 直子
	障害者雇用担当官 青池 聡
	電話 0776-26-8613
	内線 5222

平成28年 障害者雇用状況の集計結果

～ 民間企業の雇用障害者数は過去最高、実雇用率は2.31%と9年連続で2%超え ～

福井労働局では、このほど、県内民間企業や公的機関などにおける平成28年の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【主なポイント】

1 民間企業（50人以上規模の企業、法定雇用率2.0%）（第1～4表）

- 障害者の実雇用率は、前年より0.01ポイント減少し2.31%となり、9年連続で2%台となった。
（全国の実雇用率は、1.92%で、福井県は、全国第9位）
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年より3.6ポイント増加し56.8%となった。
（全国の達成企業割合は、48.8%）
- 雇用障害者数は、2,467.0人となり、法定常用労働者数とともに過去最高となった。

2 公的機関（法定雇用率2.3%、都道府県などの教育委員会は2.2%）（第5・6表）

- 県の機関については、知事部局2.32%、県教育委員会2.26%、県警察本部2.30%とすべての機関が法定雇用率を達成した。
- 市町の機関については、25機関中2機関（前年5機関）が雇用率未達成となった。

3 福井労働局の対応について

- 民間企業については、管轄ハローワークと連携し、企業トップへの直接指導など個別の雇用率達成指導を強化する。
- 公的機関については、民間に率先して雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対して、局幹部より機関のトップに対しての指導を実施する。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（１）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（第１表）

① 対象企業数

２．０％の法定雇用率が適用される民間企業（法定常用労働者数５０人以上規模の企業）の数は、６５１社（前年６５０社）で、過去最高となった。

② 雇用されている障害者の数

２，４６７人で、前年より２０人（対前年比０．８％増）増加した。このうち、身体障害者は４２人増加したが、知的障害者は１２人、精神障害者は１０人減少した。

③ 実雇用率

実雇用率は、２．３１％（前年２．３２％）となった。

法定基礎労働者数が１，１８２．５人増加したのに対し、雇用された障害者数が２０人増加した。

④ 法定雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業の割合は５６．８％（前年５３．２％）で、前年に比べ３．６ポイント（２４社）増加した。

なお、全国の実雇用率は、１．９２％（前年１．８８％）で、法定雇用率達成企業の割合は、４８．８％（前年４７．２％）となった。

（２）企業規模別状況（第２表）

① 雇用されている障害者の数

「１００～３００人未満」規模の企業（２６１社、全企業の４０．１％）において、最も多くの障害者が雇用されており、次いで「５０～１００人未満」規模の企業（３２５社、全企業の４９．９％）において、多く雇用されている。

② 実雇用率

「１００～３００人未満」規模の企業において、最も高い数値（２．６５％）となっており、

「５００～１，０００人未満」規模の企業で、１．９１％と法定雇用率２．０％を下回っている。

③ 法定雇用率達成企業割合

「５００～１，０００人未満」「１，０００人以上」規模の企業において、最も高い数値（６２．５％）となっており、「３００～５００人未満」「５０～１００人未満」規模の企業において、平均値（５６．８％）を下回っている。

（３）産業別状況（第３表）

① 雇用されている障害者の数

「医療・福祉」（１４２社、全体の２１．８％）、次いで「製造業」（２０７社、全体の３１．８％）の業種において、多くの障害者が雇用されている。

② 実雇用率

特に、「医療・福祉」の業種において、４．９５％と最も高い数値となっている。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 福井県の機関 (第5表)

①福井県知事部局 (法定雇用率 2.3%)

在職している障害者の数は、89.5人(前年86.0人)、実雇用率は、2.32%(前年2.31%)となっている。

②福井県警察本部 (法定雇用率 2.3%) (第5表)

在職している障害者の数は、8.0人(前年8.0人)、実雇用率は、2.30%(前年2.29%)となっている。

③福井県教育委員会 (法定雇用率 2.2%) (第5表)

在職している障害者の数は、127.5人(前年129.0人)、実雇用率は、2.26%(前年2.29%)となっている。

(2) 市町の機関 (法定雇用率 2.3%) (第5・6表)

福井県内各市町の機関(25機関)に在職している障害者の数は、183.5人(前年175.5人)、実雇用率は、2.30%(前年2.24%)となっている。

25機関中2機関が、法定雇用率未達成となったが、うち1機関は、8月中に2名を雇用している。

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人 (法定雇用率 2.3%) (第5表)

(1) 福井県立大学

在籍している障害者の数は、7.0人(前年7.0人)、実雇用率は、4.02%(前年4.01%)となっている。

第1表 障害者の雇用状況

平成28年6月1日現在

企業数	常用雇用 労働者数	法定基礎 労働者数	ア. 身体 障害者数	イ. 知的 障害者数	ウ. 精神 障害者数	計 (ア+イ+ウ)	実雇用率	達成 企業数	達成企 業割合
社	人	人	人	人	人	人	%	社	%
651	112,163.0	106,765.0	1,541.0	684.0	242.0	2,467.0	2.31	370	56.8
前年値 650	110,735.5	105,582.5	1,499.0	696.0	252.0	2,447.0	2.32	346	53.2

- (注) 1. 法定基礎労働者数とは、常用雇用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の基礎となる労働者数である。(※除外率：障害者が就業困難な職種が相当の割合を占める業種ごとに、その除外する割合を法で定めたもの)
2. 重度身体障害者と重度知的障害者については、法に基づき1人を2人とみなしてダブルカウントで算定する。
3. 人数欄には、短時間労働者（20時間以上30時間未満）が含まれており、0.5人で算定している。

第2表 規模別障害者雇用状況

平成28年6月1日現在

項 目 規模別 (人)	企 業 数	法 定 基礎労 働者数	障 害 者 数								雇 用 率 (%)	達 成 企業 の 割 合
			① 重度身体 障害者数	② 重度以外 の身体 障害者数	③ 小 計 ①+②	④ 重度知的 障害者数	⑤ 重度以外 の知的 障害者数	⑥ 小 計 ④+⑤	⑦ 精 神 障害者数	⑧ 合 計 ③+⑥+⑦		
合 計	651	106,765.0	806.0	735.0	1,541.0	284.0	400.0	684.0	242.0	2,467.0	2.31	56.8
50～100人未満	325	22,471.5	162.0	154.5	316.5	26.0	92.5	118.5	31.0	466.0	2.07	56.0
100～300人未満	261	41,502.5	312.0	299.5	611.5	220.0	165.5	385.5	101.0	1,098.0	2.65	58.2
300～500人未満	41	14,427.0	112.0	86.5	198.5	8.0	55.0	63.0	64.5	326.0	2.26	51.2
500～1000人未満	16	11,037.0	88.0	69.0	157.0	18.0	19.0	37.0	16.5	210.5	1.91	62.5
1,000人以上	8	17,327.0	132.0	125.5	257.5	12.0	68.0	80.0	29.0	366.5	2.12	62.5

- (注) 1. 第1表と同じ
2. 規模区分は、除外率による控除を行う前の常用労働者数による。

第3表 産業別障害者雇用状況

平成28年6月1日現在

項 目 産業別 (人)	企 業 数	法 定 基礎労 働者数	障 害 者 数								雇 用 率 (%)	達 成 企業 の 割 合
			① 重度身体 障害者数	② 重度以外 の身体 障害者数	③ 小 計 ①+②	④ 重度知的 障害者数	⑤ 重度以外 の知的 障害者数	⑥ 小 計 ④+⑤	⑦ 精 神 障害者数	⑧ 合 計 ③+⑥+⑦		
合 計	651	106,765.0	806.0	735.0	1,541.0	284.0	400.0	684.0	242.0	2,467.0	2.31	56.8
農・林・漁・鉱・ 採石・砂利採取業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0
建設業	15	1,636.0	12.0	10.0	22.0	0.0	1.0	1.0	1.0	24.0	1.47	60.0
製造業	207	39,790.0	274.0	275.0	549.0	38.0	111.0	149.0	45.5	743.5	1.87	60.9
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0
情報通信業	23	2,798.0	20.0	5.0	25.0	0.0	0.0	0.0	3.5	28.5	1.02	26.1
運輸・郵便業	26	3,174.5	8.0	19.0	27.0	0.0	14.0	14.0	7.0	48.0	1.51	53.8
卸売・小売業	110	20,666.5	108.0	128.5	236.5	4.0	56.5	60.5	41.5	338.5	1.64	39.1
金融・保険業	11	4,045.0	38.0	22.0	60.0	4.0	3.5	7.5	11.0	78.5	1.94	63.6
不動産業・物品賃貸業	4	446.5	4.0	1.5	5.5	0.0	2.0	2.0	0.0	7.5	1.68	75.0
学術研究・専門・ 技術サービス業	9	895.0	14.0	2.5	16.5	0.0	1.0	1.0	0.5	18.0	2.01	55.6
宿泊・飲食サービス業	17	1,576.0	10.0	8.5	18.5	2.0	3.5	5.5	3.5	27.5	1.74	64.7
生活関連サービス・ 娯楽業	21	2,732.0	40.0	20.5	60.5	10.0	8.0	18.0	5.0	83.5	3.06	57.1
教育・学習支援業	8	1,035.5	4.0	8.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	1.16	37.5
医療・福祉	142	18,088.0	200.0	161.5	361.5	226.0	181.0	407.0	116.0	884.5	4.89	69.7
複合サービス事業	14	4,077.5	44.0	23.0	67.0	0.0	12.0	12.0	3.0	82.0	2.01	64.3
サービス業	44	5,804.5	30.0	50.0	80.0	0.0	6.5	6.5	4.5	91.0	1.57	52.3

- (注) 第1表と同じ

第4表 障害者雇用状況の推移

区分 年度	企業数	法定基礎 労働者数 (人)	障 害 者 数 (人)		雇用率 (%)	雇用率 達 成 事業所	達 成 事業所 の比率 (%)
				うち身体 障害者数			
元	420	72,979	1,239	1,137	1.70	263	62.6
2	438	76,333	1,273	1,144	1.67	272	62.1
3	439	77,571	1,277	1,153	1.65	261	59.5
4	438	79,058	1,321	1,192	1.67	263	60.0
5	436	79,249	1,319	1,176	1.66	257	58.9
6	447	78,725	1,396	1,192	1.77	266	59.5
7	437	77,084	1,421	1,155	1.84	270	61.8
8	439	78,054	1,414	1,134	1.81	261	59.5
9	462	80,966	1,435	1,163	1.77	267	57.8
10	446	80,622	1,398	1,113	1.73	253	56.7
11	489	81,682	1,471	1,141	1.80	243	49.7
12	492	81,443	1,489	1,109	1.83	247	50.2
13	482	80,970	1,513	1,110	1.87	245	50.8
14	473	78,719	1,461	1,044	1.86	234	49.5
15	460	75,931	1,433	1,005	1.89	232	50.4
16	495	81,595	1,470	1,047	1.80	250	50.5
17	501	83,091	1,523	1,067	1.83	256	51.1
18	523	85,915	1,637	1,118	1.91	271	51.8
19	549	89,815	1,761.5	1,184	1.96	282	51.4
20	548	90,342	1,824.5	1,219	2.02	294	53.6
21	548	89,056	2,000.5	1,267	2.25	306	55.8
22	537	88,313	1,988.5	1,223	2.25	295	54.9
23	568	96,947	2,127.0	1,308	2.19	313	55.1
24	559	97,770.5	2,218.5	1,361	2.27	311	55.6
25	636	102,185.5	2,316.5	1,454.5	2.27	326	51.3
26	645	103,026.5	2,325.5	1,466.0	2.26	345	53.5
27	650	105,582.5	2,447.0	1,499.0	2.32	346	53.2
28	651	106,765.0	2,467.0	1,541.0	2.31	370	56.8

- (注) 1. 法定雇用率は、①昭和35年から42年まで現場的事業所1.1%、事務的事業所1.3%、②昭和43年から50年まで1.3%、③昭和51年から62年まで1.5%、④昭和63年から平成10年まで1.6%、⑤平成10年7月から1.8%、⑥平成25年4月から2.0%に定められた。
2. 法定基礎労働者数とは、常用労働者数から、業種ごとに定められている除外率により控除を行った後の常用労働者数である。また、平成23年からは短時間労働者(20時間以上30時間未満)を0.5人で算定している。
3. 障害者数は、次に掲げる者の合計である。
- 昭和63年～平成4年⇒身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者
平成5年～平成17年⇒身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者(重度はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
平成18年～⇒身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者(重度はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
平成23年～⇒身体障害者、短時間重度身体障害者、知的障害者、短時間重度知的障害者、精神障害者は1カウント
重度身体障害者、重度知的障害者はダブルカウント
短時間身体障害者、短時間知的障害者、短時間精神障害者は0.5カウント

地方公共団体等における障害者の在職状況

平成28年6月1日現在

機 関	機関数	職員総数	算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率 (%)	雇用率達 成機関数	達成割合 (%)	不足数
福井県知事部局 (2.3%)	1	4,072.5	3,865.5	89.5	2.32	1	100.0	0
	1	3,922.5	3,723.5	86.0	2.31	1	100.0	0
福井県警察本部 (2.3%)	1	2,071.5	348.5	8.0	2.30	1	100.0	0
	1	2,060.0	349.0	8.0	2.29	1	100.0	0
福井県 教育委員会 (2.2%)	1	8,054.0	5,638.0	127.5	2.26	1	100.0	0
	1	8,059.0	5,642.0	129.0	2.29	1	100.0	0
市町の機関 (2.3%)	25	9,177.0	7,988.0	183.5	2.30	23	92.0	6
	25	9,059.0	7,827.0	175.5	2.24	20	80.0	11
地方独立行政法人 福井県立大学 (2.3%)	1	247.0	174.0	7.0	4.02	1	100.0	0
	1	246.5	174.5	7.0	4.01	1	100.0	0

※ ①機関欄の（ ）内数値は法定雇用率

②各機関の下欄の数値は前年6月1日現在の集計値

第6表

市町機関における障害者の在職状況

平成28年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者数	前年値	③実雇用率	④不足数	前年値	備 考
合 計	7988.0	183.5	175.5	2.30	6.0	11.0	
福井市	1882.0	47.0	49.0	2.50	0.0	0.0	※特例認定あり
越前市	468.0	13.0	12.0	2.78	0.0	0.0	
鯖江市	296.0	7.0	7.0	2.36	0.0	0.0	
大野市	309.5	8.0	7.0	2.58	0.0	0.0	
勝山市	257.0	7.0	7.0	2.72	0.0	0.0	※特例認定あり
敦賀市	896.5	20.0	17.5	2.23	0.0	0.0	※特例認定あり
小浜市	296.0	7.0	7.0	2.36	0.0	0.0	※特例認定あり
あわら市	265.0	7.0	8.0	2.64	0.0	0.0	※特例認定あり
坂井市	496.5	11.0	11.0	2.22	0.0	0.0	
永平寺町	300.5	7.0	4.0	2.33	0.0	2.0	平成28年達成
越前町	225.0	5.0	5.0	2.22	0.0	0.0	
池田町	92.0	0.0	0.0	0.00	2.0	2.0	
南越前町	172.0	5.0	5.0	2.91	0.0	0.0	
美浜町	116.5	3.0	3.0	2.58	0.0	0.0	
若狭町	227.0	5.0	5.0	2.20	0.0	0.0	
おおい町	174.0	4.0	4.0	2.30	0.0	0.0	※特例認定あり
高浜町	159.0	3.0	2.0	1.89	0.0	1.0	平成28年達成
越前市教育委員会	216.5	6.0	6.0	2.77	0.0	0.0	
鯖江市教育委員会	62.0	1.0	1.0	1.61	0.0	0.0	
大野市教育委員会	128.0	2.0	2.0	1.56	0.0	0.0	
坂井市教育委員会	116.0	2.0	2.0	1.72	0.0	0.0	
越前町教育委員会	69.0	1.0	1.0	1.45	0.0	0.0	
市立敦賀病院	217.0	4.5	2.5	2.07	0.0	1.5	平成28年達成
公立小浜病院組合	497.5	7.0	6.5	1.41	4.0	4.5	(H28.8.12現在 不足数は2人)
坂井市立三国病院	49.5	1.0	1.0	2.02	0.0	0.0	

※ 備考欄の「特例認定」とは、厚生労働大臣の認定を受け、市・町長部局と市・町教育委員会が一体的な機関として取り扱われているもの。

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは、平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間		30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者		○	△
	重度	◎	○
知的障害者		○	△
	重度	◎	○
精神障害者		○	△

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

障害者である労働者※の数

＋ 障害者である短時間労働者の数×0.5

実雇用率＝

労働者※の数

＋ 短時間労働者の数×0.5

法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）※※

＝（労働者※の数

＋ 短時間労働者の数×0.5

）×2.0%

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない。

※※ 小数点以下は切捨てる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

なお、平成25年4月1日より法定雇用率が引き上げられている。

○ 民間企業	一般の民間企業	2.0%
	（50人以上規模の企業）	
○ 国、地方公共団体	特殊法人	2.3%
	（労働者数48人以上規模の特殊法人及び独立行政法人）	
○ 都道府県等の教育委員会		2.2%
（50人以上規模の機関）		

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。